

令和8年3月より健康保険料・介護保険料変更

- ☆ 協会けんぽの健康保険料率が令和8年3月分（4月末納付分）より**変更**となります。
毎月の報酬、給与からは、別紙のとおり控除して頂くようになりますのでご通知いたします。
- ☆ 産休・育休者の保険料は、復帰してから当センターに保険料確認をお願いします。
- ☆ なお今回の変更に伴い**3月から**支払う決算賞与、夏期賞与等にかかる保険料率も下記のとおりとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。
(参考までに厚生年金の率も併記しておきます。)

1. 健康保険料

〈本人負担〉

〔40才未満の方〕 賞与額(1,000円未満切捨)×**4.750%**

〔40才以上
65才未満の方〕 賞与額(1,000円未満切捨)×**5.560%** (介護保険料含む)

〔65才以上の方〕 賞与額(1,000円未満切捨)×**4.750%**

2. 厚生年金保険料

〈本人負担〉

70才未満の方 賞与額(1,000円未満切捨)×**9.150%**

※ 1、2の社会保険料は会社もほぼ同額負担となります。

※ 1、2については賞与支払月中途で退職する方にはかかりません。

◎なお、保険料の引き方など不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

(協組)郡山労務経営サービスセンター TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470